

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	参加表明書	参加表明書の申込期限日後に会社が移転する場合は、移転前もしくは移転後のどちらの住所を記載すればよろしいでしょうか。	参加表明書の住所については、申込時点における事業者の住所を記載してください。プロポーザル審査前までに移転する場合においては、移転後の住所が確認できる書類を提出してください。
2	8 企画提案書の提出	(6)留意事項 ア 横書き、長編綴じを標準とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。と記載されていますが、用紙の向きは縦、横の記載がないので、A4用紙横、上綴じで条件は満たしているという解釈をしています。よろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	仕様書 2ページ目 4 業務内容 (6)会議等の運営支援	・委員会（3回程度）の開催予定時期はいつ頃になりますでしょうか。 ・委員会（3回程度）の人数や構成はどのようにになりますでしょうか。貴町所属以外の方も参加されますでしょうか。 ・委員会以外に環境室様との進捗打合せは、どの程度の頻度が想定されますでしょうか。	・委員会の想定開催時期については骨子案の作成後に1回目、計画案の作成段階において2回目、パブリックコメント対応時において3回目を想定しています。1・2回目においては令和7年10～12月、3回目においては令和8年1～2月の開催を見込んでおります。 ・全体で10名以内を想定しており、構成は庁内部署、外部委員の参加を想定しております。 ・進捗打合せは5回程度を想定しています。 ※いずれも進捗状況等により変更となる可能性がございます。
4	実施要領 4 ページ目 2.提案内容 (3)作業スケジュール、作業項目及び役割	・7月下旬の審査結果通知から契約締結日までの期間は、作業を実施しない前提でよろしいでしょうか。 ・審査結果の通知から契約締結まではどの程度の期間を見込めばよろしいでしょうか。	・お見込のとおりです。本業務の開始は契約締結日からとなります。 ・1～2週間程度を見込んでおります。
5	実施要領 6 ページ目 1.実施体制 (4)業務責任者	・業務責任者における十分な技能とは、技術力、実績、役職、資格などの項目のうち、特にどのような観点を重視されているのでしょうか。	業務責任者における審査項目の配点については非公表とさせていただきます。
6	実施要領9 (1) オ	準備及び片付けの時間は、準備含めたプレゼンテーション及びデモンストレーションで35分程度、ヒアリング及びヒアリング後の片付けで15分程度という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	実施要領9 (1) ク	持参したパソコンとプロジェクターを接続ケーブルは町が用意していただけるのでしょうか。また、その端子のタイプをご教示ください。	プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブルについては町で用意致します。なお接続ケーブル端子はHDMIになります。
8	実施要領9 (2) 表内 2 (4)	本業務により策定される「吉岡町地球温暖化対策実行計画」の計画期間の最終年度は2050年度を想定していると認識しますが、よろしいでしょうか。	計画期間の最終年度は2030年度を想定しています。
9	仕様書4 (3)	再生可能エネルギー導入のポテンシャルの現地調査等とは何を想定していますでしょうか。本業務で想定しているエネルギー種はありますか。ある場合は、エネルギー種ごとにご教示ください。（例えば、太陽光では、町有施設に設置するための現地調査の場合、概算発電量の推計には、現地調査対象の施設の数や図面、建築年等の情報が必要となってきます。）上記踏まえ、現地調査等の施設や場所の個所数など、現時点で想定されているものがあればご教示ください。	原則、環境省のマニュアル・ツールを基に把握することを想定しておりますが、環境省のマニュアル・ツールではデータが不十分であった場合や実際のデータと大きく数値が乖離している場合には現地調査等においてデータの把握を妨げない趣旨となります。現時点では現地調査を想定しているエネルギー種、現地調査等の施設や場所の個所数などはございません。
10	仕様書4 (6) ア	委員会に向けた会議資料は原稿の提出でよろしいですか。もしくは印刷が受託者の場合、何部ご用意すればよろしいですか。	お見込のとおりです。印刷については受託者側で実施いただき、印刷部数については10～20部程度を想定しております。
11	仕様書4 (7)	議会对応について、議員から事前に質疑があった場合に回答の助言を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
12	仕様書4 (8) ウ、エ	ご提出する電子媒体はCD-ROMでよろしいでしょうか。また、ご提出する電子媒体は1部でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	前回計画について	「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和2年3月）」における基準年度が2018年度とされていますが、2013年度としていない理由をご教示ください。	吉岡町は温室効果ガス総排出量の算定データの蓄積がなかったため、令和2年3月に「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した際に把握可能であった直近年度の2018年度を基準年度とし設定致しました。
14	仕様書 4(5)ウ	パブリックコメントの実施時期・期間の想定についてご教示願います。	質問番号3のとおりです。
15	仕様書 4(6)ア	委員会（3回程度）の想定開催時期についてご教示願います。	質問番号3のとおりです。

16	実施要領 4（5）	令和6・7年度群馬県及び吉岡町競争入札参加資格者名簿に登録している営業所を有している場合も参加可能でしょうか。	群馬県内に営業所の所在があれば参加可能です。
----	--------------	---	------------------------